

令和6年度第1回川崎市子ども・子育て会議総会 議事録

■ 開催日時

令和6年4月24日（水）午後6時～8時

■ 開催場所

川崎市役所本庁舎2階第203会議室

■ 出席者

（1）委員

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ●公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長 | 石井 宏之氏 |
| ●和光大学 現代人間学部 教授 | 一瀬 早百合氏 |
| ●川崎地域連合 副議長 | |
| 富士通労働組合プロダクトグループ サブグループ長 | 稲富 正行氏 |
| ●公募委員 | 今岡 健太郎氏 |
| ●社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
施設部会保育協議会 会長 | 奥村 尚三氏 |
| ●NPO 法人子育て支えあいネットワーク満 代表理事 | 河村 麻莉子氏 |
| ●川崎市ふじみ園 | 小林 雅之氏 |
| ●東京家政大学家政学部児童学科
東京家政大学短期大学部保育課 教授 | 佐藤 康富氏 |
| ●川崎商工会議所 専務理事 | 三瓶 清美氏 |
| ●公募委員 | 塩見 郁美氏 |
| ●学校法人鷗友学園女子中学高等学校 特別顧問 | 柴田 頼子氏 |
| ●公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長 | 鈴木 伸司氏 |
| ●東京都立大学人文科学研究科 教授 | 丹野 清人氏 |
| ●田園調布学園大学みらいこども園 顧問 | 長南 康子氏 |
| ●洗足こども短期大学幼児教育保育課 教授 | 坪井 葉子氏 |
| ●田園調布学園大学人間福祉学部 学部長
社会福祉学科 教授 | 村井 祐一氏 |
| ●川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事 | 横島 正志氏 |
| ●専修大学 名誉教授 | 吉田 弘道氏 |

（2）行政所管課・事務局

- | | |
|-----------------|-------|
| ●こども未来局長 | 井上 純 |
| ●総務部長 | 織裳 浩一 |
| ●総務部企画課長 | 佐藤 園子 |
| ●保育・幼児教育部保育対策課長 | 坂口 真弓 |
| ●保育・幼児教育部保育第1課長 | 岡田 健男 |
| ●保育・幼児教育部保育第2課長 | 大場 高敏 |

●保育・幼児教育部幼児教育担当課長	田中 和佳子
●保育・子育て推進部運営管理・子育て推進担当課長	荒井 敬之
●青少年支援室青少年育成担当課長	大原 芳信
●児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当課長	南端 慶子
●児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長	柳原 成行
●児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当課長補佐	川本 晋也
●児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長	村山 智子

■ 配布資料

資料１－１：川崎市子ども・子育て会議計画推進部会 審議事項報告書

資料１－２：川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会審議事項報告書

資料１－３：川崎市子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 審議事項報告書

資料２－１：「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」について

資料２－２：令和５年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業について（結果）

参考１：川崎市子ども・子育て会議行政出席者名簿

参考２：川崎市子ども・子育て会議委員名簿

参考３：川崎市子ども・子育て会議条例

■ 傍聴者

１名

１ 開会

出席委員・職員の紹介、こども未来局長挨拶

２ 議事

※摘録につき「である」調で記載しています。以下、ポイントを抜粋して記載。

議事（１） 各部会における昨年度の活動報告について

○資料１－１、１－２、１－３をもとに各部会長から活動内容を報告

⇒質問・意見なし

議事（２） こども誰でも通園制度（仮称）のモデル事業への本市の参画等について

○資料２－１、２－２をもとに所管課から説明

<質疑等>

【河村委員】

（資料２－１）対象児童について、保育所に通所していない０歳６か月から２

歳の未就園児となっているが、これは2歳児という理解で合っているか。また、実施場所について、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等とあるが、具体的にはどのようなものが想定されるのか。こども文化センター併設型ではない、何らかの想定があるのか。

（資料2-2）7ページの実施場所の開所時間について。平日8時半から17時で預かりということかと思うが、具体的に8時半にお預かりして17時にお迎えということなのか。その時間内の何時間かの利用になるのか。

【事務局】

資料2-1の質問について、対象児童は0歳6か月から満3歳、3歳未満のお子さんが対象で、保育所等に通っていない未就園のお子さんが対象になる。

実施場所について、地域子育て支援拠点というのは、本市で言うと地域子育て支援センターになり、運営している事業者が、設備を使ってこの事業を実施することも可能となっている。

8時半から17時というのは開所時間で、8時半から17時まで預けることも可能。状況に応じて10時から来て、時間までに引き取って帰るということも可能。ただ、利用としては日額利用ということで、時間は短くても定額の日額をいただく形になる。

【河村委員】

児童発達支援センター等というのは、具体的に想定されているのはどのような場所か。

【事務局】

児童発達支援センターは、本市にもある児童発達支援センターで、その設備を活用して運営している事業者が行うことも可能となっている。

【河村委員】

川崎で言うと、地域療育センターがそのような場所になるか。

【事務局】

いわゆる児発と言われている児童発達支援センターでの実施になる。療育センターは別の施設で児童発達支援拠点である。

【河村委員】

児童発達支援センターと、センター以外の児童発達支援の事業所という2つに分かれていると思っていて、センターは療育センターなのかというところを伺いたかった。

【事務局】

これは国が基準を示していて、基本的には国の示している類型をそのまま書いている。ここに記載しているものは、その設備を使って運営している事業者が実施することは可能ということで、児童発達支援事業所でも可能であり、児童発達支援センターでも可能となっている。

【丹野委員】

事実確認であるが、7ページ、資料2-2の3の(1)の、実利用の人数と延べ利用の人数を見たときに、実利用人数の中に占める要支援家庭児の数と延べ利用で見たときの数で、延べ利用のときのほうが割合が多くなるというのは、要支援家庭のほうがニーズが高いというか、一旦預けると長い時間お使いになるというイメージでよいのか。

【事務局】

要支援家庭の場合、定期的に様子を見なければいけないということで、支援の経過を見守る必要性があるという場合は、一時保育の保育士のほうから働きかけて定期的に来てもらう。ずっとつながっていくことが重要になってくるので、延べ利用日数としては多くなるという傾向がある。

【小林委員】

先ほど委員の先生の中から、児童発達支援センターって川崎だと何を指すかという質問があったと思うが、児童発達支援センターは川崎で言うと、先ほどの御指摘のとおり、4つ（北部、西部、中央、南部）の地域療育センターのことを指す。国が言う、この児童発達支援センターの中には、いわゆる民間の地域にある、児童発達支援事業、あるいは放課後等デイサービスを一緒にやっている事業所というのは該当しないと思う。

全国的に児童発達支援センターというものを構えている自治体も、全部が全部というわけではないので、児童発達支援センターが、この事業のほうに積極的に参入するかどうかというのは、現状としては難しいというのが私見である。

続けて質問で、資料2-2の要支援家庭児童数。この要支援家庭というのは、いわゆる要対協、要保護児童対策地域協議会、要対協で指定されている家庭という認識でよろしいか。

【事務局】

いわゆる要対協も含めた数である。保育所のほうの見立てで、継続支援が必要だというお子さんも含めた定義となっている。

【小林委員】

表の川崎区と中原区はすごく地域性を反映していると感じた。年間合計の実利用人数のところの数字を見ても、川崎が167に対して要支援家庭が33、中原

は204、母数はこちらのほうが多いけれども、23は少ないという比率。やはり地域性があるというのが1点と、あと延べ利用者数。川崎のほうの実利用人数と中原の実利用人数、167対、延べが2000を超えているほうと、実利用200を超えているけれども1800の延べ人数になっているというのは、川崎区はもう子どもが減っている状況、対して中原区は増えている状況にもかかわらず、こうなっているというのは、1つ特徴として捉えたほうがいいというのと、区ごとに3つの試行事業。試行事業だからいいのかもしれないが、十分にこの現状を反映しているのかという気がした。

あと、このモデル事業の結果で、保育といわゆる母子保健について、発達に不安、もしかしたら発達に疑いのある家庭と、もう一方は、純粹に子育てに疲弊して孤立をしているというものの線引きについて、考えたいというようなモデル事業の狙いもあったのかなと感じた。

1歳半から2歳だと発達が目立たないと、保育士で明らかに見分けがつくというのは、なかなか難しいかもしれない。ただ、1つの方法として、例えば1歳ぐらいでこの制度を利用して、その後、地区の保健師につなぐこともあるとおっしゃっていたけれども、1歳半健診があるので、1歳半健診の前にこの事業を使って、養育環境もあるかもしれないけれども、このお子さんの発達自体が少し心配という方については、こちらの制度を利用したところ、事前に保育所等と1歳半健診をやる行政のほうで少し連携をしてもいい。1歳半で丁寧に見てもらったり、あるいは、その後の相談先について御案内を少し前向きに考えていただいたりとか、そういったことはできると感じた。

【一瀬委員】

1つ目は、こども誰でも通園制度で、障害児は400円の加算があるということが書かれていた。また、先ほど河村委員からも質問があった、利用する子どもが6か月から3歳未満というような年齢の確認もあったが、非常に低年齢の子どもの中で、この子障害だから400円加算ということを、どういった手続や方法で認定するのか。

それから、もう1つ年齢のことで、先ほどの説明では3歳未満とおっしゃいましたけれども、4月2日生まれの子どもさんは、学年年齢が2歳児で、もう3歳になってしまう。そうすると、2歳児の間は1年間、このこども誰でも通園制度を利用できないのかどうか。対象年齢について厳密に確認したい。

それから、今度は預かりモデル事業についての質問だが、一時保育と預かりモデル事業の目的の違いということをどのように捉えているのか。説明にあったように、預かりモデル事業のほうの対象は、子育てに課題がある方が優先というような形が資料にもあったが、一体、子育てに課題がある家族であるということ誰が把握して、この預かりモデル事業に誘導していくのか。その流れについて少し不明な点がある。

【事務局】

まず、今年度の試行的事業で、障害児を受け入れる場合にどのような認定をするかということだが、特に国は具体的なやり方は示していないので、市の中で検討した。この試行的事業においてのやり方になるが、障害者手帳、療育手帳を持っているかどうかで、判断をしていきたいと考えている。

あと、満3歳児の定義について、4月に誕生日が来るお子さんは、もう3歳になってしまうと、この制度は利用できないということになる。

【事務局】

今回の令和5年度のモデル事業の中での、一時預かりとモデル事業が何なのかということだが、あくまで、このモデル事業の中で、既存の一時預かり事業を使って、既に動いている一時預かりの中で、支援の必要なお子さんへの対応というところを検証のポイントとして挙げているので、そこを整理したということと、利用している方にアンケートを取って、預かるということによってどういった効果があるかを検証したのが令和5年度であり、特別に利用枠を設けるというものではなく、既存の一時預かり事業を使っていろいろ検証を行ったというのが令和5年度の結果である。

こういった一時預かりのほうにどのように誘導していくかという、課題のあると思われるお子さんについては、保育側としては、利用してくるお子さんの中から課題のある子を見つけるというのものもあるけれども、支援の必要なお子さんというのは、保健師のから利用を勧められて、こちらの保育課に相談を受けて、一時保育で預かって様子を見ましようという流れが一番多いかと思われる。

【一瀬委員】

よく理解できた。2歳児の1年間、過ごせない4、5月生まれの子どもには、不利益にならないよう、適切なサービスにつなげることが望ましいと思う。

【佐藤委員】

こども誰でも通園制度というのは国がやる事業で、とても大事な事業だと思う。それで、川崎市が非常に取り組んでいるということですが、教育・保育推進部会のほうでも少し懸念が出たが、2つお聞きしたい。

1つは、今年度また新たに取り組むということで、先ほど応募状況を締め切ったというお話があったが、どのような状況だったのかということ。これから選定になると思うが、説明の時期が遅かったので非常に不安なことがあったと思うが、どのような応募状況の数だったのか。

それから、もう1つは、このスケジュールの中にあるが、令和6年度、7年の4月10日までに国へ実績報告書を提出するということだが、今、2つの空き利用の定員のモデル事業についての結果の報告と、それから、アンケートの結果報告があったが、どのようにモニタリングして何を伝えていくのかということ

とが非常に重要なことであり、保護者にとってだけではなく、本当に子どもにとってどうなのかということ伝えることも重要であるし、あるいは、子ども同士、園の子どもにとってもどうなのかというような、いろんな視点でこれを捉えて報告していかないと、ただ単に保護者が助かったというだけでは子どもファーストにならないなと思っているので、どのような報告をしていくのかということのビジョン、考えがあったら、そのことの2つをお聞きしたい。

【事務局】

まず応募状況であるが、先週締め切り、今後庁内で選定の会議をやる予定であり、具体的な数は現時点では申し上げられないが、応募の数としては、こちらが募集してきた21を上回る募集は来ている。また、選定後は庁内で必要な手続を取って、適宜公表したいと考えている。3月の部会で懸念があったと思うが、一定数の事業者には手を挙げていただいたという状況になっている。

あと、報告の部分で、今年度実施する事業の報告をどうするかということについては、国がまだ案の段階だが、今年度実施する試行的事業の実施要綱の案を示していて、正式な要綱が送られてきたときに、別紙の様式として、こういった報告をしなさいというものがあり、それがまだ正式なものが手元に届いていない関係で、はっきり申し上げられないが、基本的には利用状況とか、件数とか実績の部分はもちろんだが、利用者の声を聞いたり、実施した事業者からの報告を取りまとめて国に報告する形になると思われる。行政の目線としては、地域のニーズがどうなのかとか、開所時間とか利用料、運営面での部分が課題と思っているが、やはり現場のほうで、今、先生がおっしゃったことをはじめとして、どのように保護者と接するのかとか、実際の保育の中でお子さんを受け入れる場合にどういった課題があるのかとか、もう数えれば切りがない課題が出てくると思うので、そういったところは適宜整理しながら、今年度も部会のほうでも報告しつつ、御意見を伺いながら年度明けの報告につなげていきたい。

また報告内容等が詳しく分かりましたら、またお伝えさせていただきたい。

【事務局】

令和5年度に実施した結果について今後どうしていくかということも、質問があったかと思うが、今回のアンケートを国で取りまとめ、主体的に実施しておりまして、国もアンケート結果を踏まえて、今後検証していくということを言っているので、その辺の動き、経過を見守りたい。

今回、令和5年度の実施したところでの大きな成果としては、本市として、やはり支援の必要なお子さんへの対応というところで、保育と母子保健のところ、その役割を整理していくという中で、各区、もっと言えば各担当レベルでの判断がまちまちなところがあったかと思うが、そこは一定程度標準化を図るツールができたということで、今後各区にも展開しながら、検証を進めてよりよいものにしていきたい。

【吉田委員】

こども誰でも通園制度だが、保育士の負担が重くなると思う。ところが、今、補助金の使い道は賃貸料、場所代だけだが、保育者の補助のために使えるような体制はこれから起こってくるのか。

【事務局】

資料２－１の１枚目の１、(2)の事業所への補助単価等ということで、市からは子ども１人当たり１時間850円を補助する。これが基本的には人件費に充当されるものになる。それとは別に賃借物件を活用して実施する場合は年間300万程度の補助を行うが、メインの全ての実施事業所に共通する補助としては、子ども１人当たり１時間850円。完全に歩合制になるものだが、この補助を行っていくことになる。

【吉田委員】

この話は次の一時預かりのモデルとも関係してくるわけで、保育士の補充をして、体制を整えた上でこういう事業をしないと、本当は保育士が大変になるだけで、子どもも困ってしまうということがあるかと思うが、今の単価300円で保育士さんを賄えるのかどうかとか、それから、体制をどう整えていくかどうかというのは必要だと思うが、どうなっているか。

【事務局】

事業者の収入としては、市からの850円の補助と、利用者から徴収する300円の利用料なので、子ども１人当たり１時間1150円という形になる。

実施の方法としては、一般型と余裕活用型。余裕活用型というのは、例えば保育園で、０歳児のクラスで、定員が９名のところ、６名しか埋まっていないというような場合に、残りの３名の部分を活用してやるような形になり、従事する保育士は本園の保育士を充てることができるというもの。一般型のほうは別事業として行うもので、場所については基準を満たす必要はあるけれども、合同で行ったり、あと、空きスペースがあればそこを使ったりというような形になる。

ただ、職員については、この事業のために別途配置する必要はある。例えば午前中、この誰でも通園を配置して、ここは別に保育のほうに入るというふうな、雇用を分けることで同じ人が当たることはできるが、複数の補助を職員に充当することはできないので、基本的には、この誰でも通園制度に従事する職員については、誰でも通園制度にかかる補助の財源のみが充てられるということになるので、現状、この850円プラス利用料300円、完全歩合制というのは、かなりこれだけで職員を確保するというのは、年間の利用者数が見込めない中では、まず相当難しいところがあるのではないかと考えている。

【吉田委員】

佐藤委員からもお話があったように、保育の質と子どもへの対応を考える
と、空いているからそこに子どもが入って、何とか対応すればいいというもの
ではないだろうと思っている。そのことを考えて、体制をつくった上で、どう
するかということをもっと吟味していかないといけない。

【会長】

御意見として賜ったという形でよろしいか。

【事務局】

モデル事業、試行的事業を実施する中でも、そういった課題や問題点を洗い
出して本格実施につなげていきたい。試行的事業をやる中で安全安心な保育を
やるということが大前提にはなるけれども、今年度については国の基準の中で
まずは実施してみて、課題等を洗い出していきたい。

【今岡委員】

こども誰でも通園制度にしろ、保育所の空き定員を利用した、活用した事業
にしろ、私は一人の市民としてこの会議に参加しているので、よく説明いた
だいて理解しているつもりだが、私の周りの狭い話で申し訳ないが、近所の人
に聞いてみても、PTAの役員さんに聞いてみても、子ども会のメンバーに聞
いてみても、あまりこういう話は聞いたことがないというか、浸透していない。
保育所に通っていない乳幼児の方を対象にしているということとか、特に、子
育てに課題のある世帯の方々に、どういうふうに周知をしていくのかなとい
うところが、すごく課題ではないかと思う。

周りの方々も、保育所に一時利用を利用する人だとか、子育て支援センタ
ーに行ってみようかなと思う人は、まだいいと思うが、まさにそういうところ
に通おうともしない家庭とか、子どもを連れてどこにも遊びに行こうとしないお
母さんとか、そういう方々にこそ、こういう支援が必要ではないかと思うが、
子育てに課題のある世帯への、この制度のアピールとか広報や周知などはどの
ように対策を考えているのか。

【事務局】

市が実施している一時保育事業も同じような課題を抱えていて、そういった
支援が必要なお子さん、まだ見つかって、この利用が必要なお子さんをはじめ
として、なかなか広報は行き届いていないということが課題としてあり、昨
年度に関しては区役所の母子保健の部署と連携して事業周知に取り組んできた
が、このこども誰でも通園制度についても、同じような取組が必要になってく
ると考えている。

広報は今後、事業者が決定し、具体的な事業スキーム等の詳細はまだ最終調
整している部分があるので、決まり次第、効果的に広報して、しっかりと活用

してもらえそうなやり方を進めていきたい。

【今岡委員】

本当に必要な方に支援が行き渡るようになればいいと思う。

【横島委員】

民生委員というのは、意外と皆さん思い浮かべるのは、高齢者に対していろいろお手伝いしているというような印象があると思うが、民生委員は児童委員も兼ねているので、民生委員児童委員ということで、児童委員の中でこういった研修もしくはアナウンスをしていただける機会があれば、我々というか、私もこの制度をよく理解していなかったところで、常任理事会とか理事会の委員の中でも、こういった話が一切出てきたことがないので、これはやはり周知するというか、発見する側としては、やはり児童委員にもそういった研修をして、広く活動できるようにしてもらえたらと思う。

【坪井委員】

質問ではないが、こども誰でも通園制度というときに、対象をこちらに軸足を置きたいということをどう広報するか、非常に難しい問題で、市民目線で言うと違和感はある。本当にそれは誰でもではないだろうなというふうに思ってしまうので、その辺のところに何か配慮があってほしいと思うのが1点。

それと、子ども目線ということ、国が主導なので仕方ないが、どうしても考えていただきたいのは、先ほど保育者の方への配慮とか確保ということが話題に出たが、この年齢のお子さんが上限10時間ということは、たまにしか来ないのに一番慣れにくい年齢、自己主張もある年齢ということに対して、やはり何らかの目配りをしますということを行政の立場からは広報していただきたい。保育者の方は大変だし、実はお子さんもすごく大変な制度と思っているので、そこのところを配慮いただくような発信があってほしい。

【会長】

何か所管課からあるか。意見として賜ってという形でよろしいか。

【事務局】

意見として試行的事業を進める中で、十分に留意して取り組んでいきたい。

【会長】

広報とか配慮とか、非常に重要なところで、対象者が慣れにくいというのは本当に一番難しい年齢のところで受け入れる。しかも短期で。なかなか安定しないところだと、負担が大きくなるのは目に見えているところ。

あと、広報だが、口コミ、メディア、多様なメディア、多方面でどんどんやっていけないといけないし、多くの方々がSNSを普通に使っているので、そ

ういったところも含めて、川崎の情報、子ども・子育てに関する情報発信を一元化して、そこに登録していけばいろんな情報が、あまりにも多過ぎると、今度は森の中に木が隠れてしまうが、ちょうどいい形で配信できるような仕組みも、充実させていただくと。川崎は試行錯誤してきたと感じているので、そういったものを活用していただければと感じている。

でも、民生委員のお力、主任のお力とか、非常に重要だと思う。

【河村委員】

私たちは子育て支援センターを運営しているのと、児童発達支援の事業所を運営しているが、この中で年少の学年のお子さんたちあたりから下の学年に行くにしたがって、すごく経験不足だったり、不安が強いお母さんとかお子さんも多いし、家庭ごとに子育てされているというような印象がすごく強くて、発達にも影響が出てきているのかなという感覚がある。今までは地域の中で育児グループ、母親クラブが活発に活動をしていたところが、コロナ禍で壊滅的な、ほとんどなくなってしまって、うちの近くでも2つあった母親クラブが両方なくなってしまったというふうな現状もある。

私は育児グループで活動してきた経験が長かったので、育児グループの中では親同士がつながるというよさと、あと、子どもが親との距離感を自分で決めて、今は100%お母さんとか、今は80%ぐらいはほかのお母さんと遊んでいるとか、お子さんによっていろんな育ちがあると思うが、無理なく社会性を身に着けてこられたのかなというふうに思っているが、預けられるとなると、100%かゼロ%かみたいな二択になってしまうので、これぐらいの年齢のお母さんとお子さんにとっては、かなり負担感もあるのかなと思っている。

でも、お母さんとしては、もうとにかく預けたいという親御さんもいらっしゃることは承知しているし、そこに一定のメリットがあるとも思うが、このこども誰でも通園制度というところで行くと、多分情報をキャッチする力が強い方たちが、今まで育児サークルとかで活動されていたような方たちが、多分一番最初に情報をキャッチして利用される。私の周りでも、こういうのが始まるという話は聞いていて、月10時間とかという詳しい話は、みんなまだ知らなくて、保育園に行けるようになるという話はよくあるが、そういうお話を聞いていると、誰でも通園制度という名前とその実態が、乖離するところが出てくるのではないかという心配がある。

育児グループのお母さんたちの支援をする中で、元気なお母さんたちを支援してもという話が結構出てきていたが、元気なお母さんたちが元気になることで、周りにいる本当に支援が必要なお母さんを引っ張り出してくれたり、つなげてくれたりという、お母さんたちの力ってやはりすごく強いなと思っている。支援の必要な親子さんへのすごく手厚いサポートということとセットで、親子の育ち合いの場所というの、やはり一緒に考えていけたら発展していくのかなと思った。

【会長】

御意見という形で承っていただければと思う。

【塩見委員】

一番多分ネックになるであろう広報の部分だが、私も子どもが2人いて、上の子のときに幼稚園に入って役員をやったりとか、周りのお母さんたちとのネットワークがつながることによって、こういった情報も割と精通できるようにはなったが、1人目が幼稚園へ入る前のときに、私も家にこもって、仕事もお休みになって、子どもと1対1でという時間の中で、幼稚園の入園に関してもいまいちよく理解していなくて、幼稚園ってみんな行ったりするものだから、行政から幼稚園の入所ぐらいの時期になったら勝手にお手紙が来るだろうぐらいの感覚でいた。

そんなお母さんたちに、やはりこういうものをお届けすべきというか、そういうお母さんたちこそ、何かがあったときにすぐに頼れる地域があるよということをお伝えしていけたらいいなと思うものだと思うので、子ども・子育て部会のほうでも、ちょっと意見として出させていただいたこともあったが、児童手当の払込み通知書、そういったものって、必ず全世帯に届くと思う。お金が入りますよとか、そういった大事なお知らせに関しては、どんなお母さんでも必ず目を通すと思うので、その中に、こういうのを始めましたの一言でも、キャッチーな感じで入れていくことで、全部の世帯のお母さんが必ず目にする書類に周知ができるのではないかと、一母親として思う。これはやはり難しいものなのか聞きたい。

【会長】

全家庭、子育て家庭に行く通知等の書類の中に含ませることは不可能か、可能かといったところだが、方法論はいろいろあると思う。検診の御案内も含めて、いろいろあると思うがいかがか。

【事務局】

庁内で調整する部分になるので不可能ではないと思うが、様式、通知を印刷するタイミングとか、システムの調整もあるので。貴重な御意見をいただいたので、できるかどうか検討したい。

【会長】

直接届くメディアの中で最も効果性の高いものをぜひ検討ほしいという意見をいただいた。

【長南委員】

私たち、保育・幼児教育現場では、たくさんの課題を抱えながら、日夜子どもや保護者のために努力している。

ここの保育士の、保育所の課題ということが8ページのところにあるが、まさにこういうことが日々あり、これはアンケートを出す前にも、当然こういうことはあり得ることだなというような思いがある。実際の現場の姿を想像した上で、システムを考えなくてはいけないのではないかなと思う。

0歳のお子さんもお預かりしているけれども、小さな2歳までのお子さんの、発達上、特に心配なことがありますというようなことを、直球で保護者の方には絶対に伝えられない。いろいろな関わりを持ちながら、徐々に関係性をつくりながら、本当にお子さんを目にしたときに初めて言える。お子さんを真ん中に置いて初めて言えることで、そういうことがお話の中でだんだん伝わってくると、保護者の方も、関係機関にも出向いてみようかなとか、そういう気持ちになるということがあるので、広報的に周知するようなことであっても、ちょっとドアをたたいて、こちらに訪ねてきてくれれば、しっかりとそこでお答えすることができるが、関係がつくられていないとなかなか難しいことだと思う。

子どもたちのこのシステムが先にありきではない。決してそういうことで進んではいけないと思うが、その中に何か人と人との関係も大事にするような気持ちが入ってくる、いろいろな制度になっていけばいいと思う。職員が忙しくて、誤飲等の事故防止とか、そういうことも入って、どきっとするが、子どもの命をしっかりと守りながら、保護者の方も共に成長していくお子さんを支えていければいいと思う。

【会長】

現場からの意見という形で、市民からの目線、現場からの目線、両方ともいただけたのかなと思う。

そもそもは集団生活の機会づくりをなるべく早い時期に体験し、また、お母さんが相談できるという機会をなるべく早い時期に実現するというのが、たしかそもそもの戦略的な、国の戦略的にはそんなようなところが前面に出ていたような気がしている。一時預かりとはやや趣旨が違っているとは思いますが、よく見ると、結構一時預かりで助かったみたいなフィードバックがあって、趣旨とは完全には一致していない。大変だからこそ川崎市が世間的に手を挙げて、そこで体験したいろいろな課題であり、国があるべき、国として取るべき姿をぜひともフィードバックして、この制度の仕組みを全国に浸透する前に、少しでもいいものを、本当に今言ったような現場と、それから、サービスを利用する市民との間に、どちらも満足、安心というものを実現できるような新たな制度、これがあってよかったなというものに調整していただく、そういうきっかけになればと思っている。

ぜひとも、今日の御意見、貴重で重要な意見であり、資料の2-2に書かれているこの情報は、やはり大変重要な実施した結果として得られている知見、重要な知見なので、令和6年度も引き続き、こういったものを大いにフィードバック情報として確立し、国の施策、そして、もっと言うならば川崎の一部独

自事業、ほかの自治体も独自にこれを調整している部分があるみたいなので、そういった川崎基準、川崎の独自モデルを検討していただくことも大事だと思う。

また、当事者に情報が届くということが一番大事であって、社会福祉法の75条にも、サービス利用を円滑に行うための情報提供及び情報提供の支援を自治体がやっていくということを、努力義務ではあるが、非常に重視されている。現場から口コミで、もう本当に民生委員児童委員、主任児童委員等々を通してという方法から、必ず届くいろいろな情報を確立したり、あとは様々なメディアを活用して、一番届けたい相手に届きにくいというのが実態ではあるが、情報通のどんどん制度をうまく利用していける人だけではなくて、一番困っている方に届くようなところをぜひともお願いしたいという意見をたくさんいただいた。

同時に、保育士、保育園の負担、空きですから、空いているから余裕があるんだろう、使ってくださいというだけだと、質的な問題や、しかも突然、単発で来るものなので、お互いに慣れない中で、細かい状況が分からない中での保育というのは、かなり混乱を来したり、トラブル也多発するリスクがあるので、どうやって円滑に、多くの方々に安心した保育を提供できるようにという、この預かりモデルが機能するようになったらいいと感じた。

私のほうでまとめてしまったが、たくさんの御意見、引き続き部会のほうで検討が続くということなので、部課長をはじめ委員の皆様方、御審議等をお願いしたい。また重要な報告事項があれば、全体会のところでフィードバックをして、皆様に御周知いただければと思う。

【事務局】

村井会長、どうもありがとうございました。

また、本日いただきましたたくさんの貴重な御意見、ここでの審議結果を踏まえまして、今後、施策のほうをしっかりと推進してまいりたいと存じます。

3 閉会